		坑内業務の就業制限	危険有害業務の就業制限	産前産後	軽易な業務への転換	産前産後の就業制限	育児時間	生理休暇
女性		満18歳以上の女性であって、次に掲げる業務について禁止 ①坑内で行われる業務のうち人力により行われる掘削 ②その他の女性に有害な業務として省令で定めるもの	次の2業務について就業禁止 「重量物を取り扱う業務」 「有害ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」					生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない
	妊婦（妊娠中の女性）	坑内で行われるすべての業務を禁止	24業務について就業禁止	6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の女性が休業を請求した場合、就業させてはならない	妊娠中の女性が請求した場合、他の軽易な業務に転換させなければならない	妊産婦が請求した場合は、次のように就業が制限される 【１】 ・1箇月単位の変形労働時間制 ・1年単位の変形労働時間制 ・1週間単位の非定型的変形労働時間制 →1日について8時間、1週間について法定労働時間を超えて労働させてはならない 【２】 ・災害などによる臨時の必要がある場合の時間外・休日労働 ・公務のために臨時の必要がある場合の時間外・休日労働 ・36協定による時間外・休日労働 →時間外・休日労働をさせてはならない 【３】 ・深夜業 →深夜業をさせてはならない		
	産婦（産後1年を経過しない女性）	坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合は、坑内で行われるすべての業務を禁止	22業務について就業禁止 （例外） 次の3業務以外の19業務については、業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限り就業禁止 「重量物を取り扱う業務」 「有害ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」 「身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務」	産後8週間を経過しない女性を就業させてはならない （例外） 次の場合は就業させることができる ①産後6週間を経過した女性が請求した場合 ②医師が支障がないと認めた業務			生後満1年に達しない生児を育てる女性は、第34条の休憩時間のほか、1日2回各々少なくとも30分、その生児を育てるための時間を請求することができる	
通達等		【禁止されない坑内業務の例】 1.医師の業務、看護師の業務 2.新聞又は出版事業における取材の業務 3.放送番組の制作のための取材の業務	産婦でも就業可能な2業務とは次の業務である。 「土砂が崩壊するおそれのある場所または深さが5m以上の地穴における業務」 「高さが5m以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務」	出産とは、妊娠4ヶ月（85日）以上の出産である。また、出産だけでなく、死産も含む。 妊娠中絶（人工流産）であっても、妊娠4ヶ月以後に行った場合には、産後休業の規定の適用がある。 産前6週間の期間は、出産予定日を基準として計算し、産後8週間は、現実の出産日を基準として計算する。 （出産予定日は産前6週間に含まれる）	「妊娠中の女性」とは、出産予定6週間前である必要はない。 「軽易な業務への転換」については、新たに軽易な業務を創設して与える業務まで課したものではない。	妊産婦のうち法41条（労働時間、休憩及び休日に関する適用除外）の規定に該当する者については、労働時間、休日に関する規定が適用されないので、これらの者が請求した場合は深夜業についてのみ制限される。	育児時間は、1日の労働時間を8時間とする通常の勤務形態を予想し、1日2回の付与を義務づけるものであって、1日の労働時間が4時間以内であるような場合には、1日1回の付与で足りる。 育児時間は、勤務時間の初め又は終わりに請求してきた場合にも拒否できない。なお、有給とするか否かは自由である。	女性労働者が休暇を半日又は時間単位で請求した場合には、使用者はその範囲で就業させなければよい。 生理休暇の日数を就業規則等で限定することはできない。 生理休暇中の賃金は、労働契約、労働協約、就業規則で定めるところによって、支給しても支給しなくても差し支えない。

SAMPLE